

各関係機関の長 殿

国立感染症研究所長  
 (公印省略)

研究職員の公募について (依頼)

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。  
 さて、この度当所では下記のとおり研究職員を募集することになりました。  
 つきましては、貴下職員に御周知下さるようお願い申し上げます。

記

1. 職名等

職 名	業 務 内 容	応 募 資 格
感染症危機管理研究センター 第七室 任期付研究員 (若手育成型) (募集人数:若干名) 任期:採用予定日より5年 ※ 任期付研究員(若手育成型)としての再任はありません。	感染症危機管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。 一 感染症その他の特定疾病の危機管理に関し、情報の収集及び分析、訓練並びに広報並びにこれらに必要な科学的調査及び研究並びにこれらに関する講習を行うこと。 二 感染症の判別のための検査並びにこれらに必要な科学的調査及び研究(これらに関するレファレンス業務を含む。)並びにこれらに関する講習を行うこと。 第七室においては、感染症危機管理研究センターの所掌事務のうち、ウイルス性疾患に関する検査情報の収集、解析及び提供並びに検査技術の開発研究並びに地方感染症情報センター及び地方衛生研究所における検査技術の向上及び標準化の支援に関することをつかさどる。 うち採用予定官職では次の業務を行う。 1. ウイルス性疾患に関する検査情報の収集・解析及び提供 2. ウイルス性疾患の検査技術向上に関する開発研究 3. 地方感染症情報センター及び地方衛生研究所における検査技術の向上及び標準化に資する研修の企画・開発研究	1. ウイルス感染症に関する研究実績を有すること。 2. 左記の業務に積極的に取り組む意欲があること。 3. 所内外の研究員と連携して業務を遂行できる協調性を有すること。 4. 大学院博士課程修了後概ね4年以内の学位(博士)取得者、もしくは同等と認められる者。 ※上記1から4を満たすこと ※ 次のいずれかに該当する者は応募できません。 (1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者 ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告

		を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
--	--	-------------------------

## 2. 提出書類

- (1) 履歴書（市販用紙使用、高等学校卒業以降を記入し、写真を貼付。）
- (2) 主要研究概要（1,200字以内）
- (3) 応募職の業務内容に関する抱負（1,000字以内）
- (4) 業績目録（A4版縦横書き、別紙参照）
  - ※ 査読有りの論文については最低限、記載すること。
- (5) 論文別刷（1編以上）
- (6) 学位記（写し）又は学位を証明するもの（A4に縮小すること）
- (7) 障害をお持ちの方で職場内での配慮を希望する場合はその旨を記載した書類

## 3. 書類提出先及び提出方法

### (1) 郵送の場合

〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1 国立感染症研究所 所長 脇田 隆宇  
 ※応募書類の封筒に、「感染症危機管理研究センター 第七室 任期付研究員（若手育成型） 応募」と応募職名を朱書きの上、所長宛て親展として書留にて郵送してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

### (2) メールの場合

jinji@nih.go.jp

なお、応募に必要な書類ごとにファイルを作成し、すべてを1つのZIPファイルにまとめてパスワードを設定の上、メールの件名に「感染症危機管理研究センター第七室任期付研究員（若手育成型）\_〇〇（応募者の氏名）」の旨を記載して送付してください。また、パスワードは応募メールに返信する形で必ずご連絡ください。パスワードをお送りいただけない場合は、書類の提出がなかったものとして取り扱います。

4. 応募締切日 令和7年1月7日（火）必着

5. 採用予定日 令和7年3月1日（予定）

6. 任期 採用予定日より5年

- ※1 任期付研究員（若手育成型）としての再任はありません。
- ※2 「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」第3条第1項第2号により、国立の試験研究機関に任期付研究員として採用されたことのある方は応募できません。

## 7. 処遇

- (1) 給与は、「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」（平成9年法律第65号）に基づき支給します。若手育成型の俸給は、同法第6条第2項により決定します。
- (2) 1週間当たりの勤務時間は、38時間45分（週休2日制）です。
- (3) 年20日の年次休暇（採用の年は、採用の時期により20日より少ない日数となります。）のほか、特別休暇（夏季・結婚・忌引・ボランティア等）、病気休暇の制度が整備されています。

※ 国立感染症研究所職員として任用される際の処遇となります。

## 8. 選考採用試験スケジュール

- (1) 第1次審査（書類選考） 令和7年1月上旬～中旬（予定）

- ※ 応募時に提出いただいた履歴書等（「2. 提出書類」参照）により選考いたします。
- (2) 第2次審査（面接試験） 令和7年1月中旬～下旬（予定）
- ※ 第1次審査（書類選考）を通過された方には、当方から第2次審査（面接試験）に関する連絡をいたします。

9. 勤務地 国立感染症研究所 村山庁舎 東京都武蔵村山市学園4-7-1

#### 10. その他

令和7年4月1日に、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを統合した特殊法人「国立健康危機管理研究機構」が設立されます。このため、本公募により国立感染症研究所職員として任用された者は、令和7年4月1日付で、国家公務員ではなくなり、法人職員となります。

#### 11. 問い合わせ先

国立感染症研究所 総務部人事課人事第一係 宇田川  
03-4582-2625 E-mail:jinji@nih.go.jp

12. 国立感染症研究所ホームページURL <https://www.niid.go.jp/niid/ja/appeal.html>



# 業績目録

氏名 \_\_\_\_\_

## 1. 著書

## 2. 学術論文（学会誌発表等）

### （1）欧文

### （2）邦文

## 3. 学会発表（講演・発表等）

## 4. 外部資金（研究費）獲得状況（研究代表者のみ、直近5年）

### （記入上の注意事項（共通））

1. 上記項目ごとに、著者名等、著書名等、発行所名（発表雑誌名）の順で記載し、それぞれを改行すること。
2. 年代の新しいものから順に記載すること。
3. 発行所名、発表雑誌名の次に巻号、ページ数及び発行等の西暦を記入すること。  
（例：Journal of Virology, 78:1298-1315, 2002）
4. 欧文の発表等は、原文のまま記載し、下段に（ ）書で和訳を記載すること。
5. 各題名の書き出しに、発表形態の種別を記載すること。（単独は（単）、筆頭は（筆）、その他は（他））
6. 著者名等は、本人以外も省略せず全て記載し、さらに本人の名前にアンダーラインを引くこと。
7. 長期の無発表期間がある場合は、その理由書を添付すること。
8. 査読有りの論文については最低限、記載すること。

(参考例)

## 1. 著書

- ①労働太郎、厚生太郎  
(他炎症の組織病態  
〇〇社, PP.67-87, 1989)

## 2. 学術論文

### (1) 欧文

- ①Taro kousei、Jiro Kousei、Saburou Kousei、Tarou Roudou、Jiro Roudou、Saburou Roudou  
(筆) An Outbreak of 〇〇〇〇〇〇〇 Infection in USA , 2002  
(〇〇〇〇〇〇〇感染症のアウトブレイクー2002年アメリカ)  
Epidemiology and Infection, 15:286-289, 2002

### (2) 邦文

- ①厚生太郎、厚生二郎、厚生三郎、労働太郎、労働二郎、労働三郎  
(筆) An Outbreak of 〇〇〇〇〇〇〇 Infection in Oosaka, JAPAN, 2004  
(〇〇〇〇〇〇〇感染症のアウトブレイクー2004大阪)  
Epidemiology and Infection, 16:311-335 2004

## 3. 学会発表

- ①厚生太郎  
(単) ラット皮下腫瘍の消長と〇〇〇の相互関係について  
第25回日本病理学会総会, 東京, 1989

## 4. 外部資金(研究費)獲得状況(研究代表者のみ、直近5年)

- ①厚生労働省、〇〇(課題名)  
期間:平成〇〇年~平成△△年、金額〇〇〇円/年

- ②科学研究費補助金、(課題名)□□□□□  
期間:平成〇〇年~平成△△年、金額〇〇〇円/年